

会議概要

審議会等の名称	令和6年度 第1回湖西市国民健康保険運営協議会
担当部課名	市民安全部 保険年金課
会議の開催日時	令和6年10月3日（木） 13時30分から15時00分
会議の開催場所	湖西市役所 2階 市長公室
出席者	湖西市国民健康保険運営協議会委員8名、事務局4名
傍聴者	5名
議題	【協議事項】 湖西市国民健康保険税の税率改定について
配布資料等	資料1 湖西市の国民健康保険の現状と税率改定について 資料2 保険料水準加速化プラン（第2版）（概要） 資料3 静岡県国民健康保険運営方針の概要 資料4 静岡県国民健康保険運営方針第3章（抜粋） 資料5 国民健康保険税の仕組み 資料6 令和6年度国民健康保険事業費納付金額及び標準保険税率の算定結果 資料7 令和6年度国民健康保険市町保険料（税）率 その他1 湖西市国民健康保険運営協議会について その他2 湖西市国民健康保険運営協議会規則 その他3 委員名簿・席次表

発言者	概要
【事前質問】	委員の事前質問について事務局からの回答は以下のとおり。
委員	湖西市国保の一般会計からの、決算補填目的の法定外繰入の推移5年分をお聞きしたい。
事務局	過去10年さかのぼり、法定外繰入の実績はない。
【協議事項】	事務局により資料に基づき説明。 委員からの主な質疑、意見及び事務局からの回答は以下のとおり。
委員	いずれにせよ増額になる。複数回で段階的な改正の方が被保険者の負担が少なくなるため、A②・B②案の方がよいのではないかと。
事務局	説明のとおり、どの案もメリットデメリットがあるため、その点もふまえて、協議会でご審議いただきたい。

委 員	資料 1、6 ページについて。医療費水準は、様々な要因により左右されるとのことであった。湖西市の医療費水準は県内 2 番目に低いが、事務局の見解は。
事務局	湖西市は、健康年齢が県内でも高い。努力支援分（特別交付金）の医療費適正化分野での得点率も県下 2 位であり、保健事業の取り組みも評価されているため、健康な市民が多く、医療費水準も低くなっていると認識している。
委 員	健康であるのに増額となるのは矛盾を感じるが、県の方針なら従うしかない。 改定案について、事務局は、県が提示している標準保険料率（資料 8）に近づけたいということで間違いないか。
事務局	委員おっしゃるとおり。保険料水準が統一されると、標準保険料率に近い税率となる。急激な変化を避けるため、統一に向けて計画的な税率改定を行う必要が生じている。 保険料水準の統一に伴うインセンティブについては、県に申し入れを行っている。今後詳細が決まればまたご報告する。
委 員	資料 7 の税率に近づくということだが、統一されてもこのように市町によって値が変わってくるのか。
事務局	算定方式の統一になるため、所得水準や被保険者数等により、市町で異なった税率となる。
委 員	資料 1、11 ページ。標準保険料率との乖離率 20 パーセントとあるが、これはどの数字を比較したものか。
事務局	調定額ベースの比較である。
委 員	資料 1、19 ページ。単年度収支が赤字の年度については、繰越金や基金から補填するとのことであるが、そちらに関しては会計上問題とはならないのか。
事務局	問題ない。ただ、繰越金と基金が底をついてしまうと一般会計からの法定外繰入となってしまうため、そうなる前に計画的な税率改正が必要となる。
委 員	事務局としては、法定外繰入は避けたいという方針でよいか。
事務局	お見込みのとおり。法定外繰入は、県の努力支援における評価指標にも設定されているため、安易に行うことはできない。
委 員	資料 2。左下「二次医療圏」とはどういうことか。
事務局	「二次医療圏」とは、同じ医療圏の中で入院治療が完結するよう設定した区域。湖西市と浜松が 1 つの二次医療圏となっている。県の保険医療計画に定められている。

委 員	①②案について。黒字回復の速度がポイントとなる。資料 1、9 ページの表（基金と繰越金の年末残高状況）を見る限り、令和 11 年度までに改定できれば、問題ないように思われる。しかし、医療の高度化や、被保険者数の減少により、今後の予測が難しいため、事務局としては少しでも余裕が欲しい、という認識でよいか。
事務局	おっしゃるとおり。黒字回復か、被保険者の負担減かで、協議会で審議をお願いしたい。
委 員	資料 1、19 ページ。収支予測は、団塊世代の後期高齢者医療への移行、今年度 10 月からの社会保険の適用拡大を加味した額なのか。
事務局	団塊世代については見込んでいるが、社会保険適用拡大については、現時点で予測が立てられないため見込んでいない。
委 員	被用者保険としては、法定外繰入はしないという方向で取り組んでいただきたい。
委 員	事務局としてはどの案が最適と考えているか。
事務局	被保険者の負担減と税の公平性という観点から、B②案が最も良いのではないかと考えている。
委 員	3 回にわたる段階的な改正の場合、被保険者の負担減以外にメリットはあるか。
事務局	県のインセンティブもまだ未確定であり、また、令和 7 年度以降も税法改正の可能性もあるため、3 回見直しが可能になることは利点となる。